

政令第 号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項及び第四項、第六条第二項第四号、第十五条第一項ただし書並びに第二十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号ロ中「六のイの(3)の1の項」を「六のイの(1)の2の項、ロの(3)の1の項」に、「ロの(1)及び(3)並びにニ」を「ハの(1)及び(3)並びにホ」に改め、同条第三号中「(45)の2の項及び4の項」を「(45)の3の項及び5の項」に改める。

別表第一の表二の第一の六中へをトとし、ロからホまでをハからへまでとし、イをロとし、その前に次のように加える。

	(1) むかしごきぶり科
1	<i>Eucorydia donanensis</i> (ウスオビルリゴキブリ)
2	<i>Eucorydia miyakoensis</i> (ベニユルリゴキブリ)

別表第一の表二の第一中九を十とし、八を九とし、七を八とし、六の次に次のように加える。

	七 唇脚綱
	イ おおむかで目
	(1) おおむかで科
1	<i>Scolopendra alcyona</i> (リュウジンオオムカデ)

別表第一の表二の第二の(22)中4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項の次に次の一項を加える。

3	<i>Sophora franchetiana</i> (ツクシムレスズメ)
---	--

別表第一の表二の第二の(30)中38の項を39の項とし、16の項から37の項までを一項ずつ繰り下げ、15の項の次に次の一項を加える。

16 *Disperis neiigherrensis* (ジヨウロウラン)

別表第一の表二の第二の(45)中4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項の次に次の一項を加える。

2 *Deutzia hatusimae* (コミノヒメウツギ)

別表第二の表二の第二の(2)に次の一項を加える。

4 *Pachypodium windsorii* (パキユポダイウム・ウインドンライ)

令和6年2月13日

附 則

この政令は、令和六年二月十三日から施行する。

理由

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るため、国内希少野生動植物種としてウスオビルリゴキブリ等を追加する等の必要があるからである。